

## 公告の訂正について

平成25年8月27日付け那覇市公告第192号にて公告した「(仮称)前島・久茂地統合小学校校舎・プール・地域連携・児童クラブ建設工事(機械)」の制限付一般競争入札(総合評価落札方式 特別簡易型)の実施について、次のように

那覇市長 翁長 雄志

平成25年8月27日付け那覇市公告第192号の制限付一般競争入札(総合評価落札方式 特別簡易型)の実施につ

訂正する項目	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
3 落札制限	那覇市及び那覇市上下水道局の同業種手持ち管工事(JV構成員を含む)で、開札日に出来高が50%以上でなければ、落札することはできない。ただし債務負担行為による複数年度にまたがる工事の初年度以外の工事に関してはその限りでない。	那覇市及び那覇市上下水道局の同業種手持ち管工事(JV構成員を含む)で、開札日に出来高が50%以上でなければ、落札することはできない。

那 覇 市 公 告 第 192 号  
平 成 25 年 8 月 27 日

## 制限付一般競争入札(総合評価落札方式 特別簡易型)の実施について

那覇市長 翁長 雄志

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10の2、那覇市制限付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)第1条及び那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)試行実施要領(以下「要領」という。)第1条の規定に基づき、制限付一般競争入札を総合評価落札方式で実施する。よって、施行令第167条の6、那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第13条、要綱第5条及び要領第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

本工事の入札は郵便入札(事後審査方式)で実施する。ただし、設計図書や提出書類様式等については入札情報公開システムにて配布する。

### 1 入札に付する事項

(1) 工 事 名	(仮称)前島・久茂地統合小学校校舎・プール・地域連携・児童クラブ建設工事(機械)
(2) 契約番号	工事第90号
(3) 業 種	管工事業
(4) 場 所	那覇市前島1丁目7番1号
(5) 工 期	平成26年7月31日まで
(6) 落札方式	総合評価落札方式
(7) 概 要	
① 目的	前島小学校と久茂地小学校の統合に伴う、校舎等の施設整備
② 規模等	—
③ 構造形式	RC造
④ 工種	衛生器具設備、給水設備、排水・通気設備、ガス設備、換気設備、空調設備、消火設備、他
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	63,730,000円(消費税抜き)

(9) 最低制限価格	<p>予定価格の7/10から9/10までの範囲で設定し、開札後公表。</p> <p>※ 詳しくは、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「最低制限価格の基準について」を参照。</p>
(10) 施工方式	<p>① 自主結成による特定建設工事共同企業体(2社JV)による共同施工方式(甲型)とする。</p> <p>② 共同企業体の名称は、「(仮称)前島・久茂地統合小学校校舎・プール・地域連携・児童クラブ建設工事(機械)共同企業体」とする。</p> <p>③ 出資比率は、代表者70%、構成員30%とする。</p> <p><b>(注意) 代表者及び構成員は、本工事で2以上の共同企業体を結成し入札に参加することはできない。</b></p>
(11) 共同企業体協定書	<p>「協定書作成要領」を参照し、「建設工事共同企業体協定書(甲)」を作成すること。また、当該協定書の写しを提出すること。</p> <p>※ [建設工事共同企業体協定書(甲)]及び「協定書作成要領」は、発注図書ファイル中の「協定書等」よりダウンロードすること。</p>

## 2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において管の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程第7条に規定する建設業者格付名簿に管工事業業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、管工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※ 上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成25・26年度の管の格付が、 ・ 共同企業体の代表者(出資比率70%)は、A等級(ランク)の者であること。 ・ 共同企業体の構成員(出資比率30%)は、B等級(ランク)の者であること。 ※ 業者格付については、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「平成25・26年度格付(管)」を参照。
(10)	<p>主任技術者： 共同企業体の代表者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、1級管工事施工管理(監理技術者)技士の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。(ただし、下請契約金額の合計額が3,000万円以上になる場合は1級管工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。)</p> <p>共同企業体の構成員は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、2級管工事施工管理技士以上の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。</p> <p>なお、請負代金の額が、2,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合は5,000万円)以上の場合には、営業所の専任技術者は、主任技術者又は監理技術者になれない。</p> <p>現場代理人： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、共同企業体として工事現場に常駐で配置できること。</p> <p>現場代理人は主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。営業所の専任技術者は、現場代理人になれない。</p> <p>※ 恒常的な雇用関係とは、配達指定日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることが必要。</p>
(11)	共同企業体構成員のいずれかが那覇市上下水道局指定給水装置工事業業者及び那覇市排水設備指定工事店であること。
(12)	開札日において、有効な管工事業の建設業許可を受けている者であること。(ただし、下請契約金額の合計が3,000万円以上になる場合は、共同企業体のうち1社以上が特定建設業の許可を受けていること。)
(13)	那覇市に本店がある者であること。

**3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。**

<p>(1) 同一現場での落札は1件のみ。〔前島小学校及び幼稚園関連工事で那覇市上下水道局発注工事も含む手持ち工事(JV構成員を含む。)]がある場合は、この案件を落札することはできない。〕</p> <p>(2) 開札日以前3か月以内に、那覇市又は那覇市上下水道局で落札した「この案件と異なる業種の案件」(JV構成員を含む。)]がある場合は、この案件を落札することはできない。</p> <p>(3) この案件を落札後、3か月以内は那覇市及び那覇市上下水道局の発注する「この案件と異なる業種の案件」(JV構成員を含む。)]を落札することはできない。</p> <p>(4) 指名競争入札では、制限付一般競争入札で落札した工事を手持ち工事としてみなす。</p> <p>(5) 複数の案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された案件が優先して落札される。(落札案件を選ぶことはできない。)</p> <p>(6) 那覇市及び那覇市上下水道局発注の同業種手持ち工事(JV構成員を含む。)]がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、この案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事の初年度以外の工事に関してはその限りでない。 <b>※訂正公告を参照してください。</b></p> <p>(7) 他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。</p> <p>(8) 新規に業者登録した者は、開札日において、登録日(審査合格通知書の通知日)以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。</p>
---

**4 設計図書等の閲覧、質問、回答**

設計図書閲覧申請	<p>設計図書等は、入札情報公開システム上で公開する。</p> <p>設計図書等閲覧申請期限 平成25年9月2日(月)12時まで</p> <p>設計図書等を閲覧するには、入札公告等ファイルに掲載の「設計図書閲覧申請書」に必要事項を記入の上、Eメールに添付して下記アドレス宛て送付すること。申請があった業者のうち、入札参加資格要件に該当する格付等級業者のみに閲覧に必要なパスワードをEメールで通知する。</p> <p>申請アドレス t-kensa001@neo.city.naha.okinawa.jp</p> <p>閲覧申請書を送付したにもかかわらず半日以上経過してもパスワード通知が届かない場合には、通信障害等により契約検査課へ届いていないおそれがあるので、上記閲覧申請期限内に下記担当者まで連絡すること。当該申請書が閲覧申請期限を超えて届いた場合にはパスワードを通知することができない。</p> <p>※ 申請書は、入札公告等ファイル「設計図書閲覧申請書」よりダウンロードすること。</p>
閲覧期間	<p>閲覧期間 : 平成25年8月27日(火)10時～平成25年9月2日(月)17時まで</p> <p>※ 上記期間を過ぎると、設計図書の閲覧はできない。(再公表も行わない。)</p> <p>※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記まで連絡すること。</p> <p>●連絡先: 契約検査課 上原 美紗子 TEL:951-3253</p>
質問期間及び方法	<p>質問期間 : 平成25年8月30日(金)9時～平成25年9月9日(月)17時まで</p> <p>「質問書」又は「数量質問書」をFAXで提出すること。(質問がない場合は不要)</p> <p>※ 発注図書ファイルに掲載された「質問書」「数量質問書」を使用すること。</p> <p>●提出先: 施設課 照屋 清人 FAX: 917-0303</p>
回答期限及び方法	<p>回答期限 : 平成25年9月13日(金)17時</p> <p>※ 「質問及び回答」は、発注図書ファイルに掲載する。</p>

## 5 入札の方法

入札方法	<b>郵便入札</b> (一般書留・配達証明・配達日指定郵便の全てを指定し郵送すること)
提出書類 (発注図書ファイルに掲載された様式を使用すること)	<p>(1) 子封筒Aに入れる書類・・・入札書等一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札書(共同企業体用)</li> <li>② 工事費等内訳書(共同企業体用)</li> </ul> <p><b>※発注図書ファイル「入札書等」の様式を使用すること。</b></p> <p>(2) 子封筒Bに入れる書類・・・総合評価に係る確認資料等一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 確認資料等提出書(共同企業体用)</li> <li>② 別表 「評価基準表」 (代表者及び構成員)</li> <li>③ 様式1 「企業の施工実績確認書」 (代表者及び構成員)</li> <li>④ 様式2 「企業の工事成績確認書」 (代表者及び構成員)</li> <li>⑤ 様式3 「優秀(良)工事表彰確認書」 (代表者及び構成員)</li> <li>⑥ 様式4 「配置予定技術者の施工実績確認書」 (代表者及び構成員)</li> <li>⑦ 様式5 「地域貢献活動及びISO等認証取得確認書」 (代表者及び構成員)</li> <li>⑧ 様式6 「那覇市での本店所在期間確認書」 (代表者及び構成員)</li> </ul> <p>※上記①～⑧に係る関係添付書類を含む。</p> <p><b>※発注図書ファイル「総合評価に係る確認資料等」の様式を使用すること。</b></p> <p>(3) 子封筒Cに入れる書類・・・入札参加資格審査用書類一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札参加資格審査申請書 (共同企業体用)</li> <li>② 建設工事共同企業体協定書(甲)の写し ※協定書の締結日は、平成25年9月18日 以前とすること。</li> <li>③ 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し (代表者及び構成員)</li> <li>④ 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し (代表者及び構成員)</li> <li>⑤ 専任配置予定技術者 (代表者及び構成員)</li> <li>⑥ 専任配置予定技術者の手持工事の状況 (代表者及び構成員)</li> <li>⑦ 企業の手持工事の状況 (代表者及び構成員)</li> <li>⑧ 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者及び那覇市排水設備指定工事店の許可の写し (代表者または構成員)</li> <li>⑨ 一般建設業の下請けに関する誓約書(2社とも特定建設業許可を受けていない企業体のみ)</li> <li>⑩ 最新の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し (代表者及び構成員)</li> </ul> <p>※ 上記①～⑩に係る関係添付書類を含む。</p> <p><b>※ 発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」の様式を使用すること。</b></p>
封筒	<p>※ 発注図書ファイル「封筒作成例 共同企業体用」参照</p> <p>※ 封筒には、封筒作成例のとおり、「開札日時・契約番号・対象工事等名・業者番号・商号又は名称・電話番号・FAX番号・担当者名」を記載すること。</p>
配達指定日	<p><b>平成25年9月24日(火)</b></p> <p>※ 配達日を指定するためには、配達指定日の2日前(土日、祝日を除く)までに郵便局での手続が必要である。なお、手続する郵便局によっては、配達指定日まで3日以上かかる場合もあるため、事前に手続予定の郵便局で確認すること。</p> <p>※注意事項  <b>配達指定日以外の日が届いた上記入札書等の提出書類は受理しないものとする。</b>  <b>なお、入札書等が受理された場合、開札前・後を問わず辞退できない。</b>  <b>例えば、当初の配置予定技術者が、国・県・他市町村の受注工事に配置することになったために本市へ配置できないこと等を理由とする辞退はできない。これに反するときは、指名停止等の措置を受けるので十分注意すること。</b></p>
宛先	<p>〒900-8585  <b>那覇市泉崎1丁目1番1号</b>  <b>那覇市役所本庁 9階 都市計画部 契約検査課</b></p>

## 6 入札書等の不受理・無効

那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第13、14条参照。  
那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)試行実施要領第8、11条参照。

## 7 開札及び落札の保留

開札日時	平成25年9月26日(木) 11時30分
開札場所	那覇市役所本庁 9階 入札室
落札の保留	開札後に総合評価の技術審査及び入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

## 8 総合評価及び落札者の決定

<p>本工事の総合評価は、企業の技術力と価格を総合的に評価し、かつ入札参加資格審査の事後審査により、落札者を決定する。</p> <p>入札金額が予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者で入札参加資格要件を満たしていることを確認できた場合は、その者を落札者として決定する。ただし、入札参加資格の不適合者であった場合は、評価値の高い次順位の者から順次当該審査を行い、その適格者を落札者とする。なお、落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する(くじ引きの日時・場所は該当者へ通知する)。</p> <p>評価項目は、①企業の施工能力、②配置予定技術者の能力、③地域貢献、④その他とする。</p> <p><b>※発注図書ファイル「評価基準表」を参照。</b></p> <p>評価方法(評価値の算出)については下記のとおりとする。</p> <p>● 共同企業体の加算点 = <math>\frac{(\text{代表者の加算点} \times 100/100) + (\text{構成員の加算点} \times 66/100)}{33} \times 30</math></p> <p>● 共同企業体の評価点 = 標準点(100点) + 共同企業体の加算点</p> <p>● 共同企業体の評価値 = 共同企業体の評価点 / 入札価格 (単位: 千万円)</p> <p>※代表者: (出資比率70%)、構成員: (出資比率30%) ※代表者及び構成員の加算点: 各評価基準表における得点</p> <p>※「那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型)試行実施要領」及び「総合評価(特別簡易型)の共同企業体の加算点算出基準」を参照。</p> <p>落札者決定予定日 平成25年10月16日(水) 予定</p>
---

## 9 総合評価に関する誓約書の提出に関する事項

<p>落札者は、契約締結前までに、「総合評価に関する誓約書」を契約検査課へ提出しなければならない。(議会の同意を得る必要のある案件の場合は、仮契約締結前までに提出しなければならない。)</p> <p>※様式に関しては、発注図書ファイル「総合評価に関する誓約書」を参照。</p>
--

## 10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用する。那覇市契約規則第42条の規定回数の範囲内。

## 11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

<p>那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。</p> <p>※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。</p> <p>※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を契約検査課へ提出しなければならない。</p>
--

## 12 その他

入札情報公開システムの入口・・・那覇市公共工事電子入札システムのホームページ <a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html</a>
入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。
入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照し、それでも不明の場合には、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせる。
提出された書類は返却しない。
非落札者は、所定の手続により非落札理由の説明を求めることができる。 那覇市建設工事競争入札に係る総合評価落札方式(特別簡易型) 試行実施要領第16条参照。
公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。 <a href="http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/kokyokeiyaku/seigenippan/seigenippan.html">http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/kokyokeiyaku/seigenippan/seigenippan.html</a>
台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

## 13 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること 那覇市役所 都市計画部 契約検査課 担当者: 上原 美紗子 TEL: 951-3253 FAX: 951-3254
設計図書の内容に関すること 那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課 担当者: 照屋 清人 TEL: 917-3503 FAX: 917-0303
入札情報公開システムの操作方法に関すること ※問合せ前には、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「入札情報公開システム操作マニュアル」や「よくある質問と回答」を読むこと。 電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30) E-mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com